

事務連絡

令和8年3月31日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長  
（ 公 印 省 略 ）

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

また、本通知及び送付資料につきましては、以下の Web ページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

（URL：<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>）

記

送付資料

- 1 事務連絡（厚生労働省）
- 2 官報 令和8年厚生労働省令第46号

<連絡先>

東京都生活文化局  
消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

E-mail：S1161402@section.metro.tokyo.jp